

参議院比例代表選出議員選挙における候補者の名簿掲載順序に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年六月十一日

藤 末 健 三

参議院議長 千 景 殿



参議院比例代表選出議員選挙における候補者の名簿掲載順序に関する質問主意書

参議院比例代表選出議員選挙における候補者の名簿掲載順序については、名簿届出政党等が決定すると承知している。しかしながら、過去の選挙結果を見ると、候補者数の多い大政党の場合、名簿の一番上の候補者は当選しており、党名から候補者を探す有権者が名簿の最上部にある候補者名を書くからだと推察される。候補者の名簿掲載順序については、例えば「あいうえお順」ではなく、公正を期す何らかの方策を検討するべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

C

Q